

都市再生整備計画

だい きう え き ちゅうおう だい かい へん こう
第3期植木中央地区(第3回変更)

くまもと くまもと し
熊本県 熊本市

平成30年2月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	熊本県	市町村名	熊本市	地区名	第3期植木中央地区	面積	157.2 ha
計画期間	平成 17 年度 ~ 平成 30 年度	交付期間	平成 26 年度 ~ 平成 30 年度				

目標

大目標: 北区植木町の「顔」となる地区として、シンボル性の高い魅力的でかつ安全・快適な都市空間を創造するまちづくり

目標1: 快適で住み良い市街地空間の形成を図り、中心市街地再生の先導を果たす

目標2: 都市基盤施設の整備改善による快適性・利便性および防災性の向上を図る

目標3: まちなかへ人々が集い、にぎわいの再生を目指す

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況

・当地区は、熊本市の北部に位置し、南北方向に国道3号と東西方向に国道208号が走り、その沿道に商業系及び住居系用途を中心として形成されているが、近年の商業環境の変化、モータリゼーションへの対応の遅れ等を背景として中心市街地の衰退や空洞化が進んでいる状況である。

・旧植木町において、土地区画整理事業によるまちづくりに努める地区として位置づけられ、平成11年度より事業を実施している。改正後の中心市街地活性化法に基づく基本計画(H21年12月策定)においても、土地区画整理事業による道路等の整備を行い、中心部の交通渋滞の緩和対策及び旧国道3号沿道商店街の商業環境の改善を早急に図るべき地区として位置づけ、内閣総理大臣認定を受けたところである。

・地区内の商店街においては、近年、空き店舗や空き住居が増加し、伝統を引き継いできた商店街の活力低下が目立っている。さらに当地区には、老朽化した家屋及び小規模な宅地が混在しており、地区内には幅員4m未満の狭隘な道路が多数ある。その様な状況の中、平成6年には当地区中心部で火災が発生し消火活動に支障を来した経緯があり、平成11年度には土地区画整理事業計画区域の拡大を図ったところである(87ha→90ha)。

・当地区において、商店街を中心とした地元住民からまちづくりに対する期待度が高まり、平成10年度に植木町中心市街地活性化基本計画を策定し、市街地の活動を活性化させるため植木まちづくり株式会社が設立(H12年度)され、商店街の活性化と快適な都市環境の整備及び都市防災機能の向上を目指して平成11年度に「植木中央土地区画整理事業(17.5ha)」に着手し、地元においても都市再生に向けての積極的な取り組みも活発になっている。

・また、当地区を含めこの周辺において、小さい子ども連れやお年寄りが集まり憩う場がない。

・当地区は、北区の地域拠点として、シンボル性の高い魅力的でかつ安全・快適な都市空間を創造するまちづくりを目標に掲げ、平成16年度に「都市再生整備計画」を策定し整備事業を推進してきたが、土地区画整理事業の遅延により計画期間(第一期:H17~H21、第二期:H22~H25)に完了できない整備事業について第三期都市再生整備計画での円滑な整備を実施するものである。

課題

・北区の地域拠点として、人が集まり憩える拠点づくりと道路網・公園等の整備による都市防災機能の向上と快適性の確保及び住民のまちづくりへの参加と協力による中心市街地の賑わいを再生することが最大かつ緊急の課題である。

・当地区は、立地条件に恵まれ古くから旧植木町の中心市街地として栄えてきたが、近年は空き店舗・空き住居の増加とともに市街地の空洞化・商業環境の悪化が進んでいる。また、政令指定都市の地域拠点として地域住民が誇れる旧町の「顔」としての生活都市空間形成により来街者の動線を築き、中心市街地の賑わいを再生することが必要である。

・また、公園などの人が集まり憩う場がないことや慢性的な交通渋滞を引き起こし市街地内のスムーズな移動に支障を来すなど都市機能が十分に機能していない。そのため、道路・公園緑地など生活基盤を含めた各種都市施設の整備・再配置を行い、市街地内のアクセスの強化を図るとともに利便性の高い中心市街地を形成する必要がある。

・防災面については、地区内に老朽化した家屋も多く点在していることから、火災発生時の延焼等の危険性が高く、狭隘な道路が多いため緊急車両の通行にも支障を来すなど生活道路としての機能を十分に果たしていない。そのため交通基盤の再整備を行い都市防災機能の向上を図ることが必要である。また、災害時に緊急避難所とできる公園が不足している。

将来ビジョン(中長期)

・「第2次熊本市都市マスタープラン」(平成21年3月策定)において、広域交流拠点都市としての存在感を高めるとともに、自家用車に頼らなくても高度な都市サービスを安全で快適に利用できるよう、多核連携型のコンパクトな都市構造を都市の将来像として掲げている。熊本城周辺から熊本駅に至る高次な都市機能が集積した中心市街地を中心に、鉄道及び軌道、放射環状の幹線道路網を都市の骨格軸とし、それら骨格軸上にある商業・行政サービスなど生活の利便機能が集積した地域拠点と中心市街地が有機的に連携した都市の構成を目指すとしている。地域拠点は、暮らしに必要な機能が集積し、週サイクル程度の生活サービスの核となる地域拠点を公共交通の結節点に設定し、都市機能や居住機能の拡充を促進するとしている。15箇所ある地域拠点のひとつに位置づけられている本計画地区を魅力ある商業及び住環境の整備により、利便性と快適性を併せ持った中心市街地・中心商業地に再生する。

・また、立地適正化計画において、本計画地区は都市機能誘導区域、居住誘導区域に設定されている。

・新市基本計画において、まちづくりの基本方針「人々が集いにぎわう、活気あふれるまちづくり」の主な取り組みとして、植木中央土地区画整理事業による整備を進めること、「健康で、いきいきと安心して暮らせる癒しのまちづくり」の主な取り組みとして、植木中央公園の整備による体力・健康づくりや住民憩いの場の創出を図ることとしている。植木中央土地区画整理事業は、「地域の活力をつくりだす産業・経済の振興」「安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実」の施策として、商店街の形成など、地域の核となる商店街の魅力向上に努めること、良好な市街地の整備を促すこととしている。植木中央公園は、「豊かな人間性と未来を切り拓く力をはぐむ教育の振興」の施策として、住民のスポーツを通じた健康づくりや交流を促進するため、植木中央公園の整備により社会体育施設の機能充実や活用促進に取り組むこととしている。

・熊本市中心市街地活性化基本計画(植木地区)の基本方針においては、植木町の顔となる快適で暮らしやすいまちづくり、商業拠点として町民生活を支えるまちづくりを目指すとされている。熊本市中心市街地活性化基本計画(植木地区)(H21年度策定)においては、植木中央土地区画整理事業は、第1期(H17~21)、第2期(H22~25)、第3期(H26~30)と期間を区切り、都市再生整備計画との連携を図りつつ事業を推進する地区として位置づけられており、本整備計画は、第3期の「国道3号線沿いを中心とした植木中央土地区画整理事業」の整備計画の一翼を担っている。

目標を定量化する指標

指標	単位	定義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	目標値	
				基準年度	目標年度	
住環境満足度	段階	住民アンケートによる住環境の満足度	道路、公園等の公共施設を改善し、住環境・都市防災機能の向上により利便性・安全性を併せ持った市街地を整備し、地域住民の住環境の満足度の1段階アップを目指す。	3	H25	4 H30
植木中央地区内人口	人	植木中央土地区画整理事業施行地区内の人口	植木中央土地区画整理事業による居住環境の改善により、地区内人口の増加を目標とする。	521	H25	650 H30
歩行者通行量	人/日	植木中央地区の歩行者通行量(平日及び休日)	道路、公園等の公共施設を改善し、利便性・安全性を併せ持った市街地の整備により、植木中央地区の歩行者等の通行量の増加を目標とする。	2,084	H26	2,350 H30

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>整備方針1(交通渋滞の解消及び安全性の向上) ・幹線道路の拡幅及び歩道等の整備により、交通渋滞の解消・交通網の改善・交通結節機能強化と安全性の向上を図り、快適で住み良い市街地空間の形成を図り、中心市街地再生の先導を果たす。</p>	<p>土地区画整理事業(基幹事業・提案事業・関連事業/市)</p>
<p>整備方針2(快適性・利便性及び防災性の向上) ・緊急車両等の通行に支障を来している狭隘道路をなくすための区画道路の整備による消防活動範囲の拡大と災害時の緊急避難所としての機能を有する公園の配置により、住民が安心して暮らせ、利用できる中心市街地にふさわしい都市防災機能の向上を目指す。 ・各種都市施設の再配置と併せて、人が集まり憩うスペースとして、公開空地・公園緑地等の生活基盤施設を整備し、来街者の動線を築くことで街に活気を与え、商業地の活性化を図る。</p>	<p>公園(基幹事業/市) 地域生活基盤施設(基幹事業(公開空地、緑地、情報板)/市) 土地区画整理事業(基幹事業・提案事業・関連事業/市) 熊本市公共下水道事業(関連事業、市)</p>
<p>整備方針3(まちなかのにぎわいの再生) ・幹線道路の拡幅及び歩道等の整備により、交通渋滞の解消・交通網の改善・交通結節機能強化と安全性の向上を図り、各種都市施設の再配置と併せて、人が集まり憩うスペースとして、公開空地・公園緑地等の生活基盤施設を整備し、来街者の動線を築き、歩行者等の通行量の増加させることでまちなかのにぎわいの再生を目指す。</p>	<p>公園(基幹事業/市) 地域生活基盤施設(基幹事業(公開空地、緑地、情報板)/市) 土地区画整理事業(基幹事業・提案事業・関連事業/市)</p>
<p>その他</p> <p>事業終了後の快適で美しい街並み景観づくりの方策について 快適で美しい街並み景観の維持・向上を図るため、住民発意で策定した街なみ協定等により、道路に設置される植栽スペースの管理や道路のごみ拾い等の清掃活動を自主的に行うルール作りを行い、地区計画策定として取り組んでいく。また、中心商業地としての存在をアピールするためのソフト活動などに取り組み、商業地全体の活性化を図る。</p> <p>各種施設の設計にあたっての住民意向の反映について 中心市街地の幹線道路の歩道、街かど広場、メイン広場としての公園の整備にあたっては、住民意向を反映しながら実施に向けた内容の検討・精査をしていく。</p> <p>交付期間中の計画の管理について 交付期間中において各種の事業を円滑に進め、目標に向けて確実な効果をあげるために、植木まちづくり株式会社を始めとした地元住民が協議して、毎年、事業成果について評価や事業の進め方の改善等を行うための検証を実施する。また、事業進捗状況については、広報や地区内に発送している「まちづくりニュース」を利用し、随時、情報公開する。</p> <p>事業終了後の継続的なまちづくり活動について 事業完了後、本地区のまちづくりのあり方を住民の視点で検討する場として植木まちづくり株式会社等による会合を活用し、都市再生整備計画事業により整備された施設の利用実態の検証や地域のまちづくり勉強会、先進地視察、専門家の招へいによる講演会の実施を行っていく。</p>	

